

平成30年11月9日

自由民主党 御中

日本司法書士会連合会
日本司法書士政治連盟

平成31年度司法書士法改正要望

司法書士法改正について、以下のとおり要望する。

要望の趣旨

I 今次司法書士法改正要望

(1) 「使命」に関する規定

- ① 現行の目的規定を廃止して「使命規定」を新設すること

(2) 「懲戒」に関する規定

- ① 懲戒権者を法務大臣にすること
- ② 懲戒処分のうち戒告について聴聞の機会を付与する等適正手続の保障に関する規定を整備すること
- ③ 懲戒処分について除斥期間を設けること

(3) 「司法書士法人」に関する規定

- ① 社員が一人の司法書士法人の設立に関する規定を設けること

Ⅱ 継続優先要望事項

- (1) 司法書士業務におけるすべての法律事務に関する相談が事件の種類や訴額による制限のない法律相談であることを明確にすること
(平成29年司法書士制度推進議員連盟決議)
- (2) 司法書士でない者が司法書士の業務について周旋することを禁止する規定等を整備すること
(平成29年司法書士制度推進議員連盟決議)
- (3) ①司法書士の簡裁訴訟代理関係業務の適切な遂行に資するよう、受任事件に係る強制執行代理権の付与、上訴審への関与権(補佐人又は付添人となること)等について適切な方策を検討すること
(平成21年司法書士制度推進議員連盟決議)
②司法書士会照会制度の導入について検討すること
- (4) 司法書士試験の充実と登録前研修の義務化を図ることにより、新たに登録する司法書士全員に簡易裁判所代理権を付与すること
(平成21年司法書士制度推進議員連盟決議)

I 今次司法書士法改正要望

(1)「使命」に関する規定

① 現行の目的規定を廃止して「使命規定」を新設すること

司法書士法は、その第1条において「この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護に寄与することを目的とする。」と法の目的を定め、また第2条において「司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」と司法書士の職責を定めている。

そして、この両規定は、司法書士の使命の自覚を促す趣旨を含意しているものとされている。

しかし、第1条の目的規定に定めるのはあくまでも目的であって使命ではない。これについては、平成14年の司法書士法改正に際しての参議院法務委員会においても同趣旨の答弁がなされているとおりである。また、この目的規定は国民の権利の保護のための手段を提示しているものに過ぎず、第2条の職責規定と相まったとしても、全体として司法書士にその使命の自覚を促す趣旨を示すものとしては甚だ不十分である。

現在、司法書士の業務は登記、供託、訴訟等の独占業務として定義されるものに限らず、遺産承継や事業承継、成年後見、財産管理、信託等、いわゆる附帯業務とされる分野にも広がっており、従前の目的規定のままでは司法書士業務全体を表現するには不十分なものになっている。

また、司法書士自身の職務に対する自覚という側面からは、手段や方法の適正から国民の利益を定義するのではなく、司法書士という職能の存在意義を明確にし、そこから導き出される職能の倫理観に基づく公正で適正な業務により国民の利益を定義するという内容に変更されるべきである。

すでに司法書士は、自らが制定している「司法書士倫理」の前文において、自らの使命を定義し、その使命を果たすための基本姿勢を自律的な倫理規範として定めている。この精神を司法書士法上の使命として、例えば「司法書士は、法令の規定に基づき登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」との規定を置くことにより、司法書士自身にその職能に対する自覚と職務に対する誠実を促し、使命に相応しい倫理観の醸成を図るべきである。

よって、司法書士法の目的規定を廃止し、使命規定を新設することを求める。

(2)「懲戒」に関する規定

- ① 懲戒権者を法務大臣にすること
- ② 懲戒処分のうち戒告について聴聞の機会を付与する等適正手続の保障に関する規定を整備すること
- ③ 懲戒処分について除斥期間を設けること

司法書士は、その職責として、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。このような職責の保持を制度的に担保する懲戒権者による懲戒権の行使は、司法書士業務全般を通じて適正妥当に行われると同時に、弁護士や隣接法律専門士業、公務員等の懲戒処分と比較してバランスが取れていることが必要である。

よって、次のとおり要望する。

- (1) 今日、司法書士の業務範囲は、登記手続や訴訟代理のみならず、成年後見業務や財産管理等の広範囲にわたる。そのため、司法書士の業務に関する懲戒判断は、業務に対する十分な理解を前提に、全国各地において統一的に取り扱われることが必要である。そして原則どおり、資格付与権者が処分権者であるべきである。また、他士業の懲戒処分ともバランスが取れていることが、司法書士制度の安定のために必須である。

よって、司法書士の懲戒権者を法務大臣とし、新たに適正な懲戒基準を設ける等懲戒判断の公正妥当性を高め司法書士の懲戒制度の安定を図るべきである。なお、他士業の懲戒処分権者は、公認会計士は総理大臣、税理士は財務大臣、弁理士は経済産業大臣、社会保険労務士は厚生労働大臣である。

- (2) 現行の懲戒手続では、「戒告」がなされる場合は法律上の不利益処分ではないとして、対象者には「聴聞」の機会も与えられず、これに対する審査請求及び取消訴訟も事実上行うことができない。しかし、「戒告」処分であってもその処分内容は国民に開示されるため、司法書士にとって最も大切な社会的信用が失墜するとともに、司法書士の経歴として公的に記録もされるのであるから、司法書士にとっては事実上の不利益処分であることに変わりない。したがって、業務停止の時と同様に「聴聞」を実施して、適切な手続保障を確保すべきである。ちなみに、弁護士及び社会保険労務士には戒告処分についても手続保障が確保されている。

よって、すべての懲戒処分に関し、法令上に、「聴聞」の機会を付与し、適正手続の保障に関する規定を整備すべきである。

- (3) 現行司法書士法には、弁護士法が定める「除斥期間（3年間）」のような定めはない。それにより、相当前の業務行為を今の執務基準により処分されることがあっては、司法書士にとって執務遂行が不安定なものとならざるを得ない。また、個々の司法書士にとっては、将来の懲戒処分への懸念

(時間の経過による証拠物の散逸、記憶の低下等)のために、業務に関するすべての資料等を廃業するまで保管するような対応も迫られることになっている。懲戒制度は司法書士の職責内容の変遷に伴い、懲戒判断もその時代に応じたものでなければならず、またその時代を超えて適用されるものであってはならない。

よって、司法書士の懲戒制度に早急に「除斥期間」を設け、もって司法書士の懲戒制度の安定を図るべきである。

(3)「司法書士法人」に関する規定

① 社員が一人の司法書士法人の設立に関する規定を設けること

司法書士法人を設立するためには、資格を有する社員が少なくとも二人以上必要とされており、司法書士の大部分が個人事務所形態で業務を実施している状況である。

資格者法人制度(弁護士法人制度を除く)は、複数の社員が共同して、業務を分業し、専門化することで利用者に対する質の高い多様なサービスの提供を可能とすること、担当者が疾病や事故により業務を行うことが困難になった状況などにおいて、他の社員が代わって業務を行うことで安定的なサービスを提供できるようにすることを主たる目的としており、二人以上の社員をもって設立するものとするのがこうした制度導入の趣旨にかなうと考えられていた。

そして、一人法人制度については、資格者法人制度設立当初の趣旨に反し、①資格者の死亡時や廃業時における顧客への継続的な対応に問題が生じること、②賠償責任能力の強化につながらないことなどのデメリットがあるとの指摘があった。

その一方で、①事務所の資産と資格者個人の資産との分離が図られ、資格者が業務を廃止等する場合に他の資格者への業務の引継が容易になるとも考えられること、②将来的には複数社員法人への移行や他の資格者法人との合併による事務所の大規模化を促進することが可能となること、③法人化により社会的な信用力が増し資金調達が容易になることなどのメリットがあるとの見解もあったところである。

現在、弁護士に加えて、社会保険労務士も一人法人が認められることとなっており、その理由は、上記メリットがデメリットを上回るものとされたと考えられる。

よって、司法書士法人にも一人法人を認めるべきである。